

## 財産処分の制限について

- 事業者は、補助金の交付を受けて導入した財産を、財産処分制限期間を経過するまでは、原則として処分することは認められません。
- 処分とは、補助金の交付の目的に反して財産を使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいいます。
- 処分制限期間内は、補助金の交付を受けて導入した先進環境対応自動車を県外に使用の本拠の位置を移転させて使用することも認められません。

### (1) 財産処分制限期間について

財産処分制限期間は先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱で定める期間となります（下表参照）。

#### 営業用（緑・黒ナンバー）自動車、レンタカーの場合

先進環境対応自動車の種類		処分制限期間
トラック	積載量2トン超	4年
	積載量2トン以下	3年
バス	—	5年
乗用車	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車	3年
	ハイブリッド自動車（総排気量3リットル超）	5年
	ハイブリッド自動車（総排気量2リットル超3リットル以下）	4年
	ハイブリッド自動車（総排気量2リットル以下）	3年

#### 自家用（白・黄ナンバー）自動車の場合 ※レンタカー除く

先進環境対応自動車の種類		処分制限期間
トラック	軽自動車	4年
	小型自動車又は普通自動車で、ダンプ式のもの	4年
	小型自動車又は普通自動車で、ダンプ式以外のもの	5年
バス	—	6年
乗用車	—	4年

## (2) 処分制限期間内に財産を処分する必要がある場合

処分制限期間内に補助金の交付を受けて導入した車両を処分する場合、**処分前に財産処分承認申請書（様式第 11）を提出し、県の承認を得る必要があります。**

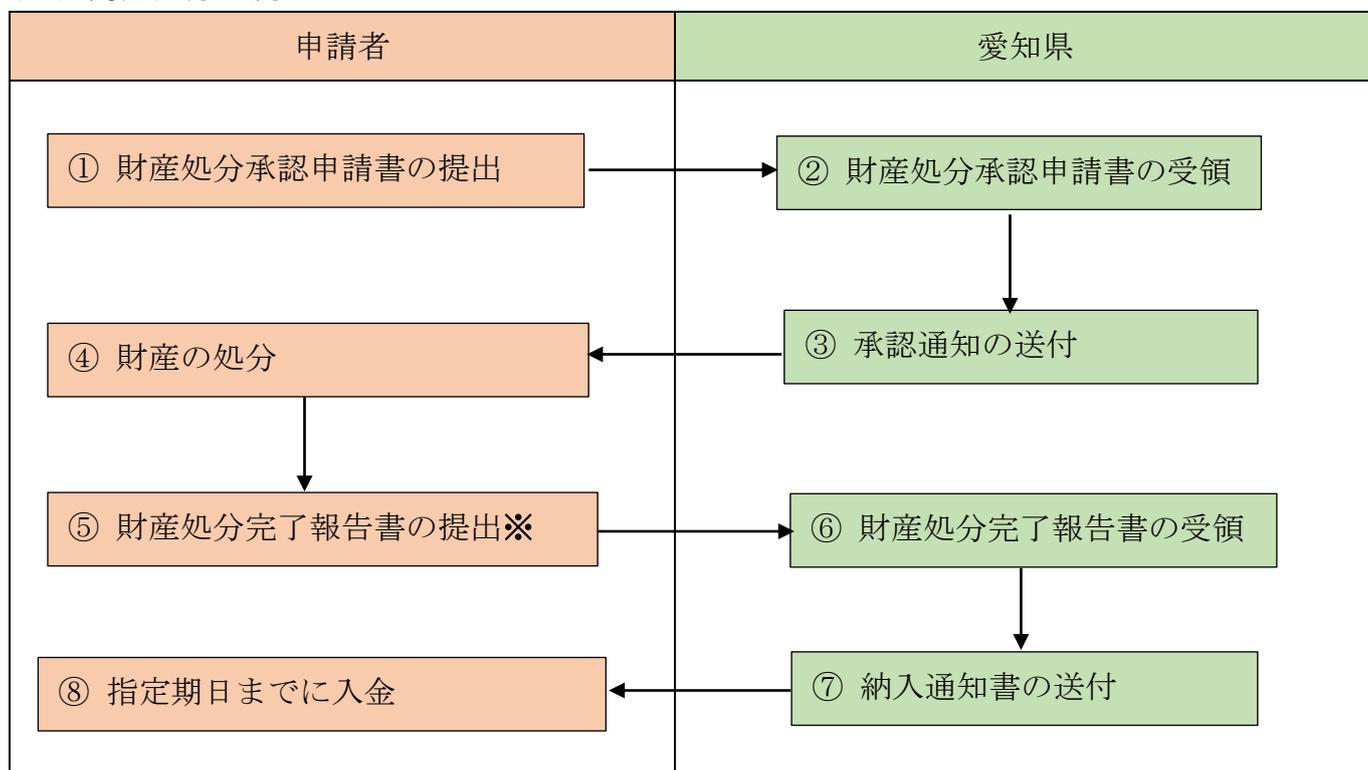
また、処分制限期間内に処分をした場合、**交付した補助金は一部返還となります。**

### 〈補助金返還額の計算例〉

2021 年 5 月に新車登録したプラグインハイブリッド自動車乗用車（レンタカーでない自家用登録）を 2024 年 4 月に処分した場合、

- ・補助額・・・200,000 円
  - ・処分制限期間・・・4 年（48 ヶ月）
  - ・処分制限期間満了までの残り期間・・・12 ヶ月
- 補助金返還額は、 $200,000 \text{ (円)} \times 12 \text{ (ヶ月)} / 48 \text{ (ヶ月)} = 50,000 \text{ 円}$   
(1 円未満の端数が出た場合、切り捨てます)

## (3) 財産処分の流れ



※処分した日が分かる書類（売買契約書、処分後の自動車検査証記録事項等）の添付が必要です。

## (4) その他注意事項

補助金の交付以降も、財産処分制限期間内は自動車検査証（車検証）の写し等の提出をお願いすることがありますので、ご承知おきください。